#### [GMCPLM0024]



# 医療観察法について

略しての医観

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

- 医療観察法制定までの社会の流れ
- 医療観察法の契機となった事件
- 医療観察法の趣旨・概要・仕組み
- 刑法第39条
- 精神保健審判員・参与員
- 医療観察法の鑑定入院



令和5年11月作成

## 医療観察法案の基本的性格

保安処分を規定する刑事法(刑法・刑事訴訟法・監獄法)の特別法よりは、 精神医療に司法関与を組み合わせた精神保健福祉法の特別法

#### ◆精神医療法改正と処遇困難者問題

昭和56年(1981年)「保安処分制度(刑事局案)の骨子」

昭和59年(1984年)「宇都宮事件」 日本の精神医療が国際的に批判

昭和62年(1987年) 「精神衛生法」 ⇒「精神保健法」に改正

任意入院制度、精神医療審査会、精神保健指定医

平成3年(1991年) 公衆衛生審議会 「処遇困難者専門病棟」

平成7年(1995年) 「精神保健法」 ⇒「精神保健<mark>福祉</mark>法」に改正

平成11年(1999年) 「精神保健福祉法」改正

精神医療審査会の機能強化・移送制度・保護者の義務縮減

法務省・厚労省 処遇困難者・触法精神障害者問題の検討

### 医療観察法の契機となった池田小学校事件

症例12 宅間守 昭和38年生

【生育歴】小学時代から問題行動、

自衛隊に関心、エリートに羨望、嫉妬

結婚歷4回、離婚。養子縁組破談

【事件までの経過】

昭和59年、強姦事件

平成11年、小学校で薬物混入事件

不起訴処分、精神分裂病で措置入院

平成13年、暴行・器物損壊容疑で送検

平成13年、池田小学校事件

平成16年、死刑執行



蹟 9月14日 四 L城市中央区大通西3丁目6 読者センター 電話 011-210-5888 インターネットで遊斬ニュー www.hokkaido-np.co. 「戦時申し込みは 0120-464-104 POOR HAMMERUSE O VERNA

(1年生1名+2年生7名)

## 心神喪失者医療観察法の趣旨・概要

【目的】心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めるとともに、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、もってその社会復帰を促進する

●本法が適切に実施されるためには、国レベル(法務省・厚労省等)の連携、地域レベルの関係機関(地方厚生局、指定医療機関、保護観察所、都道府県・市町村等、精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業者等)相互の連携をそれぞれ確保するとともに、各関係機関等の役割の明確化を図ることが必要である

#### 对

- 1 精神障害による他害行為
- 2 リスクの存在
- 3 リスクマネジメントのために医療が必要



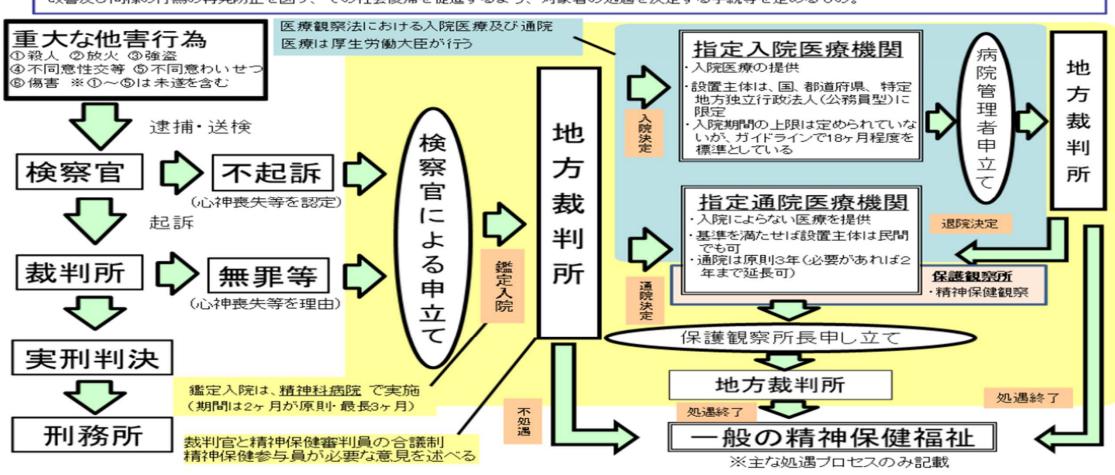
## 心神喪失者医療観察法の仕組み

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立:公布、平成17年7月15日施行

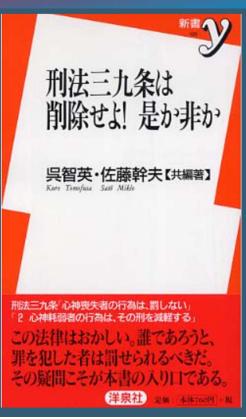
心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の 改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。

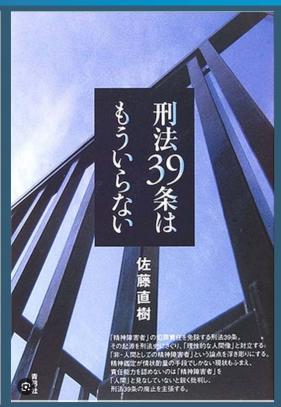


## 刑法第三十九条

- 1) 心神喪失者の行為は、罰しない
- 2 心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する







# 参考

#### 刑法四十条

「瘖唖(いんあ)者 ノ行為八之ヲ罰セス 又八其刑ヲ減軽ス」 \*明治41年施行

**瘖唖者(出生時また**は幼少時からの聾唖者・ろうあしゃ)の罪を罰しないまたは軽減する

## 精神保健判定医(審判員)・鑑定医・参与員

- 医療観察法では、精神保健判定医(審判員)・鑑定医・精神保健参与員が任命命され、それぞれの役割を担います。審判は、裁判官1名と審判員1名の合議
- 精神保健参与員は、精神保健福祉の観点から必要な意見を述べます
  - ■精神保健判定医:この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識

経験を有する医師

■精神保健審判員:この法に基づいて、裁判官と合議をして対象者の処遇等について

決定をする者

■鑑定医:精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有する医師

■判定医・鑑定医は:指定医経験5年以上の精神科医が3日間の研修を受講 司法精神医学・司法精神医療への特別の経験は必要ない

■精神保健参与員:精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する 専門的知識及び技術を有する者

五稜会病院には、判定医・鑑定医は2名、参与員は2名在籍

中島公博は、審判員17件、鑑定11件の経験

令和5年11月時点

### 医療観察法の鑑定入院

地方裁判所からの嘱託鑑定。通常は2-3ヶ月間。入院して1ヶ月くらいで鑑定書 鑑定書を裁判官・審判員・参与員が検討。その後に裁判所で対象者の審判

#### 地方裁判所からの嘱託事項

- 対象者が精神障害者であるか
- 2 対象者が精神障害者である場合、その精神障害は、対象行為を行った際の 心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害と同様のものであるか
- 3 対象者が対象行為を行った際の原因となったものと同様の精神障害を 有している場合、その精神障害は治療可能性のあるものか
- 4 対象者が精神障害について治療可能性が認められる場合、本法による医療を受けさせなければ、その精神障害のために同様の行為を行う具体的・現実的な可能性があるか

### 問題点

#### 治療可能性がなければ、医療観察法の対象外!!

- 犯罪を起こしているのに無罪放免?
- 治療が必要な場合は民間病院で対応していることが多い 対象行為(犯行)から、審判までが長すぎる(半年くらいかかる)

#### 厚生労働省令第百十七号附則二条による対応のイメージ

#### 医療者向け

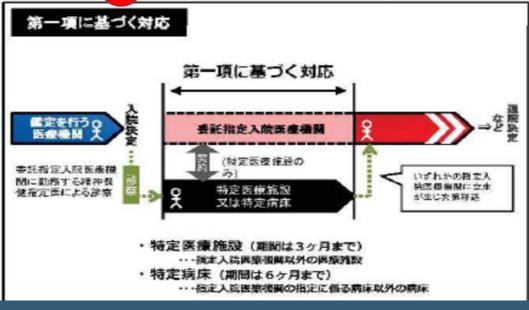
- 医療観察法においては、
  - 指定入院医療機関に余裕がない場合には、入院決定を受けた新規患者に対し、
  - 指定入院医療機関に余裕がなくなると見込まれる場合には、指定入院医療機関に入院中で早期に社会復帰することが可能な病状にある患者に対し、

特定医療施設又は特定病床で入院医療を行うことができることとなっている。

※ 特定医療施設:指定入院医療機関以外の医療施設

特定病床:指定入院医療機関の指定に係る病床以外の病床

指定入院医療機関に余裕がない場合



指定入院医療機関に余裕がなくなると見込まれる場合 第二項に基づく対応 第二項に基づく対応 第二項に規定する者が入院 している指定入院医療機能 ⇒ど 決 変 (特定医療施設の 当該入院対象者が入院してい る指定入院医療機関に動務す 特定医療施設 る精神保健指定医による診察 又は特定病床 ・特定医療施設(期間は3ヶ月+延長3ヶ月可) ·・・指注入院医療機関以外の医療施設 特定病床 (期間は3ヶ月+延長3ヶ月可) ・・・指定人院医療機関の指定に係る病除以外の病除

## まとめ

# 問題点

医療観察法について

#### 平成17年7月施行以来、一度も法改正がなされていない

- ●医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、 その適切な処遇を決定するための手続等を行う法律
- ●医療観察法の契機となったのは、大阪教育大学附属池田小学校事件
- ●精神保健判定医(審判員)・鑑定医・参与員という資格者が関与
- ●医療観察法の対象は、6つの重大犯罪

殺人・放火・強盗・不同意性交等・不同意わいせつ・傷害(軽微な場合除く)

- ●医療観察法の申し立ては、検察官が行います 問題点
- ●対象行為(犯行)から、裁判所での審判までが長い 問題点

